

やすぎし しゅうがくえんじょせいど あんない 安来市の就学援助制度のご案内

しんせいずいじょうけつけちゅう
申請随時受付中

しんせいづき よくげつ にんてい
申請月の翌月1日より認定

やすぎし けいざいてき りゆう きゅうしょくひ がくようひん ひ しはら こま かてい
安来市では、経済的な理由により、給食費や学用品費などの支払いにお困りのご家庭を
たいしやう ひやう いちぶ えんじょ
対象に、それらの費用の一部を援助しています。
しんせい きぼう さた しんせいやうし しんせい えんじょ う
申請を希望される方は、オンラインまたは申請用紙で申請してください。援助を受けるため
には、まいねんどしんせい ひつやう
には、毎年度申請が必要です。

と あ さき げんざいつうがく がっこう
お問い合わせ先: 現在通学している学校 または
やすぎしきやういくいんかいがっこうきやういくか
安来市教育委員会学校教育課(Tel.23-3180)

○就学援助を受けられる対象者

やすぎしりつしょうちゅうがっこう つうがく じどうせいと ほごしや つぎ にんていやうけん がいとう
安来市立小中学校へ通学する児童生徒の保護者で、次の認定要件のいずれかに該当する
せたい ふくすう にんていやうけん がいとう じよんび しよるい
世帯です。複数の認定要件に該当する場合は、いずれか1つの書類をご準備ください。

認定要件	添付書類
①生活保護が停止または廃止になった	はいし または ていし しょうめいしょ 廃止または停止の証明書(◆注1)
②市県民税が非課税になった	げんそく てんぶしよるいふやう 原則、添付書類不要(◆注1)
③市県民税が減免になった	げんめんけつていつうちしよ うつ 減免決定通知書の写し
④個人事業税が減免になった	
⑤固定資産税が減免になった(災害等による)	
⑥国民健康保険税が減免になった	
⑦国民健康保険税の徴収の猶予を受けた	ちやうしゅうゆうよけつていつうちしよ うつ 徴収猶予決定通知書の写し
⑧児童扶養手当を受給している	じどうふやうてあて じゆきゆう 児童扶養手当証書の写しまたは認定通知書の写し ※有効期限、受給者氏名の記載がある面をコピーすること
⑨その他教育委員会が適当と認める場合 ※原則、同一生計の方全員の所得合計で判定	げんそく てんぶしよるいふやう 原則、添付書類不要(◆注2) べつとひつやうしよるい もと ばあい ※別途必要書類を求める場合あり

◆注1: 前年1月1日時点(6月~12月に申請する場合は当年1月1日時点)で安来市に住居票がなかった人は、住居票のあった市町村の市県民税非課税(所得課税)証明書を添付してください。

◆注2: 当年1月1日時点(1月・2月に申請する場合は前年1月1日時点)で安来市に住居票がなかった人は、住居票のあった市町村の所得課税証明書を添付してください。

【認定の目安となる所得額】(所得額) = (年間収入額) - (給与所得控除等)

世帯人数 (世帯構成の例)	2人世帯 (母、子1人)	3人世帯 (父、母、子1人)	4人世帯 (父、母、子2人)	5人世帯 (父、母、子3人)
所得額	194万円	221万円	272万円	314万円

・認定要件⑨で申請される場合、上記が所得額の目安です。

※上記所得額はおおよその目安です。認定は審査の結果によります。世帯構成等により審査を行いますので、上記の金額以上でも認定される場合や上記金額以下でも認定されない場合があります。

